

支 部 規 約

昭和57年5月11日制定

昭和60年5月14日改正

平成16年5月27日改正

平成21年6月19日改正

平成29年5月19日改正

令和 5年5月18日改正

令和 7年5月27日改正

(目 的)

第 1 条 定款第54条の規定により本組合に設置する支部の構成及び運営は、本規約の定めるところによる。

(地域及び名称)

第 2 条 本組合の支部は、定款中の別表に掲げる地域ごとに組織する。この場合において、同表中「地域」とあるのは「支部」と読み替えるものとする。

2. 複数行政地域で構成する支部において、単一行政地域ごとに事業活動を行う場合には、前項の規定にかかわらず、単一行政地域名を支部名として呼称することができる。

3. 前項にかかわる申出があったときは、理事会において、その諾否を決する。

(業 務)

第 3 条 支部は、次の業務を行う。

- (1) 本組合の事業の連絡推進及びその実行の徹底を図るための事業
- (2) 当該地域内において行う共同経済事業の連絡及び調整のための事業
- (3) 当該地域内の組合員の意見のとりまとめ及び本組合に対するその伝達のための事業
- (4) 必要ある場合、隣接支部と協力して地域のエリア会を設置し、共通事項の処理に当るための事業
- (5) その他前各号に付帯する業務

(構 成)

第 4 条 支部は、その地域に属する組合員（複数事業所を有する組合員にあっては、その地域内に存する事業所）をもって構成する。

(役 員)

- 第 5 条 支部に支部長 1 人、支部会計 1 人以上、支部監査 1 人以上の役員を置く。
2. 副支部長、支部幹事の役員を置くことができる。
 3. 支部長は支部会計を兼任することができる。

(役員の選出)

- 第 6 条 支部長、副支部長、支部会計、支部幹事及び支部監査は、支部総会において支部に属する組合員のうちから選出する。この場合支部長は理事から選出することが望ましい。
2. 支部役員の選挙は無記名投票によって行い、有効投票の多数を得た者を当選人とする。
ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。
 3. 第 2 項の規定にかかわらず、出席者全員の同意があるときは、指名推薦の方法によって行うことができる。
 4. 指名推薦の方法により役員候補者を選ぶ場合における被指名人の選定は、その支部総会において選任された選考委員が行う。
 5. 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選人とするかどうかを支部総会にはかり決定する。

(役員の任期)

- 第 7 条 支部役員の任期は 2 年とする。
2. 補欠のため選任された役員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

- 第 8 条 支部長は支部を代表し、支部の業務を総括する。
2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、あらかじめ定めた順位に従いその職務を代行する。
 3. 支部長、副支部長ともに事故あるときは、支部役員会において支部会計及び支部幹事のうちからその代行者 1 人を定める。

(支部総会)

- 第 9 条 支部総会は通常支部総会及び臨時支部総会とする。通常支部総会は毎事業年度終了後 2 カ月以内に、臨時支部総会は必要あるときはいつでも支部役員会の議決を経て支部長が招集する。
2. 支部総会の議長は、原則として総会ごとに出席した組合員又は組合員たる法人の代表者の支部役員のうちから選任する。
 3. 支部総会については、定款第 40 条（総会招集の手続）、第 42 条（書面又は代理人による議決権の行使）、第 43 条（総会の議事）及び第 47 条

(総会の議事録)の規定を準用する。この場合において、第42条中「議決権」とあるのは「議決権又は選挙権」と読み替えるものとする。

(支部例会)

- 第10条 支部例会は本組合の事業の連絡推進及び実行の徹底並びに当該地域内の組合員の意見のとりまとめ及び本組合に対するその伝達のため、原則として毎月1回開催する。
2. 支部例会は支部長が招集し、その議長となる。

(支部役員会)

- 第11条 支部役員会は、支部長、副支部長、支部会計及び支部幹事をもって構成する。
2. 支部役員会は第3条の業務を遂行するために必要な事項を審議する。
3. 支部役員会は原則として月1回以上開催する。
4. 支部役員会は支部長がこれを招集し、その議長となる。

(経 費)

- 第12条 支部経費は、本組合よりの交付金、支部内の組合員からの負担金及びその他の収入を以ってあてるものとする。

(事業年度)

- 第13条 支部の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(報 告)

- 第14条 支部は本組合に対し毎事業年度終了後、業務及び経理状況並びに支部役員の異動を文書をもって報告しなければならない。

(細 則)

- 第15条 この規約に定めるほか、支部の運営に必要な事項は細則で定める。